

## 第3回魚沼市国土利用計画審議会 会議録

日 時	平成29年10月10日(火) 19時00分～21時00分
場 所	小出ボランティアセンター 1階 多目的室
出席者	【委員】中出文平、宇田隆幸、紙谷智彦、菑澤芳子、平井正尚、大塚 正 諏佐夏夫、上村喜久雄、渡部四郎、渡辺あや子、関 善博（11名） （欠席：井口政秀） 【事務局】企画政策課 桑原室長、小島係長、諸橋主任 【関係部署】環境課 横山室長、土木課 吉田係長、農林課 梶沢係長、

(※一部要約有り)

(事務局) それでは、開会に当たって、事前配布の資料の確認をさせていただきたい。まず赤字、赤字に黄色マーカーの凡例が1枚、資料1、資料2の冊子、資料3ということで、以前出た意見と対応方針ということで用意させていただいたが、もしお忘れだったり不足があったら、予備を用意しているので申し出いただきたい。(委員から不足の申し出なし)

### 1. 開 会 (19:00)

(事務局) それでは、定刻になったので、まだ見えていない方がいるが、只今から第3回魚沼市国土利用計画審議会を開催させていただく。本日の進行を務めさせていただく企画政策室の桑原である。どうぞ、よろしくお願ひしたい。

本日は、時節柄ご多用のところ、また、一日の仕事を終えてお疲れのところ、ご出席をいただき感謝いたします。前回の会議は3月だったわけだが、半年以上も間が空いてしまった。この関係で、皆様方には大変ご迷惑をおかけし申し訳ない。前回の会議からこれまでの間、市では今後10年間の土地利用に関する面積の推移について、庁内関係課、各室と協議を重ねてきたところである。この関係で、本来ですと7月、あるいは8月頃に会議を開ければよかったのだが、ちょうどそのころに豪雨災害が起きて、作業が中断してしまった。言い訳となってしまうが、その辺についてはお詫びを申し上げたいと思う。その関係の数値目標という部分もあったわけだが、本日お示しできる運びとなったので、この後説明をさせていただくが、ご確認いただきながら、また本日は皆様方から併せて、慎重審議をいただきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

それから本日の出席委員の関係だが、井口委員から欠席の連絡を受けているので報告する。

それでは次第に従って、進行を進めさせていただく。2番目「開会あいさつ」について。この7月に副市長として魚沼市に来ていただいた東川副市長が本日出席しているので、開会に先立ち皆様方にご挨拶を申し上げる。

## 2. 開会あいさつ

(東川副市長) 皆様、こんばんは。紹介があったが、7月から魚沼市に副市長として赴任した東川である。今後ともよろしくお願ひ申し上げる。

本日は、学長や教授、会長といった、多忙な立場にある委員の方々がこのような夜分遅い時間にご参集いただき、ご審議いただけるということで、まずその点について感謝申し上げたいと思う。

この国土利用計画自体は、国の国土利用計画法に基づき策定されるということで、国の方では平成27年8月に第5次全国計画を策定し、県の方では平成29年3月に国土利用計画の県計画と土地利用基本計画を併合した計画を策定している。そのような中であって、9月に長岡市も策定したが、魚沼市は国土利用計画がまだ未策定の状態にある。魚沼市自体が農業振興と併せて産業振興、都市開発、人口減少対策、拠点づくりなど含めて、それぞれ取り組んでいかねばならない状況にある中で、社会的環境等の変化によって、従前の魚沼市の第一次総合計画で示した土地利用の整備方針では、土地利用の調整がこれから困難になっていくのではないかとということで、国の方の全国計画や県の計画を踏まえて、魚沼市の適正な土地利用を推進するため、第二次総合計画の基本構想と整合性を図りながら、今後、土地利用を円滑にするために、魚沼市の国土利用計画を策定していく趣旨と聞いている。

策定期間は年度内を予定しているということだが、私、本日は公務等により、次第の4のところで退席するが、委員の皆様には魚沼市の国土利用計画の策定に向けて、それぞれのご経験から忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思う。今後とも魚沼市の発展に向けてご協力いただければと願っている。

私の挨拶は以上とさせていただきます。

(事務局) それでは続いて、「3. 会長あいさつ」ということで、会長から一言ご挨拶をお願いしたい。

## 3. 会長あいさつ

(会長) それでは簡単に。先程事務局から話があったように、方針は決まっているけれど数字が見えていなかったが、半年あまり空いた中で、今回数値目標を挙げてきていただいた。今日の議論を踏まえて、あと1回残っているが、その間までに市民に向けてのパブリックコメントをするという流れの中で、次回成案にして、今年度何とか終わらせられればいいなというところである。なので、今日の議論がパブリックコメントに向けて非常に大事な議論となるので、慎重なご審議をよろしくお願ひしたい。

## 4. 新委員及び事務局紹介

(事務局) それでは続いて、日程の「4. 新委員及び事務局紹介」である。本日は新しい委員をお迎えしている。次第の裏面をご覧ください。委員名簿の8番の関委員である。本日は遅れる

旨の連絡をいただいているので、お見えになったところでご挨拶をいただきたいと考えている。これまで魚沼市建築士会から角屋委員が選出されていたが、都合により退任されるということで、今回から関委員が新たに着任されたので、ご紹介させていただく。今申し上げたように、到着次第、ご挨拶をいただきたいと考えている。

それから、委員の皆様お一人ずつご紹介させていただければよろしいのだが、時間の都合もあるので、次第裏面の名簿、また机の上にネームプレートもあるので、そちらをもって代えさせていただきたい。

続いて、事務局を紹介させていただく。私、冒頭申し上げたが、市役所企画政策室の桑原である。どうぞ、よろしくお願ひしたい。

以下、事務局紹介。

(事務局) それから今日は、この計画策定のコンサルタント業務を受託している国土開発センターから担当者2名が出席しているのでご了承願ひたい。

なお、先程副市長のお話にあったように、この後副市長は次の公務が入っている関係で、ここで退席させていただくので、皆様のご了承をお願ひしたい。

\*\*\*副市長退席\*\*\*

(事務局) それでは、この後の5番目の議事については、会長から進行をお願ひしたい。

(会 長) 本日は、お手元の次第にあるが、議事は二つある。まず議事(1)国土利用計画(魚沼市計画)の素案の修正について、資料1に基づいて事務局の方から説明をお願ひしたい。

## 5. 議事

### (1) 国土利用計画(魚沼市計画)の素案の修正について

(資料1により、事務局より説明)

(会 長) 前回のこの会議でこれの基になるものを議論していただき、指摘された事項について修正しているものと、庁内の検討で加えたものということで説明をいただいた。今回10ページ目の数値目標と、その数値目標に基づいた11ページ、12ページがかなり大事なところになるのだが、これについては議事2で重点的に議論していただくとして、前回までの2回の審議会の議論で大体骨子が出ていた1~8ページまでのところ、それから13ページ目に「将来土地利用方針図」が新しく出ている。それから第3の「第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」という14~20ページまでについて、お気付きの点があれば、ぜひご意見を伺いたいと思うがいかがか。

(委 員) 事前配布資料の訂正についてというので、「地区」という呼び方を「地域」と訂正することだが、多分、事務局の見落としだと思うのだが、7ページの「(1)魚野川沿い区域」の3行目が「小出地区」「堀之内地区」となっているが、ここは「地域」でいいか。

(事務局) そうだ。これも「地域」で、見落としである。申し訳ない。

(委員) あともう一つ。質問みたいになるが、17 ページに「(6) 工業用地」がある。ここの2行目に「水の郷工業団地」で、あとは「工業用地」と呼び方が変更になっている。例えば、私が今勤めている事務所は、旧守門の細野工業団地の中にある。他に鉄工関係の会社があるが。あと、国道17号沿いの自動車学校のところにあるのは、旧小出町の南部工業団地だと思う。水の郷工業団地では「団地」という言い方をしているが、「団地」という名前があるにもかかわらず、「工業用地」という名前で括ってしまうのか。あまり大勢には影響がないと思うが、その辺の考え方だけ教えてほしい。他の広神とか堀之内は知らないが、小出と守門については、「工業団地」という言い方をしていたので。

(会長) 事務局。

(事務局) 10 ページ目にもあるとおり、土地の区分の中では、「工業用地」という言い方をしている。それがあるので、「工業団地」とは言わず「工業用地」という括りにしている。

(事務局) 水の郷工業団地、それから小出南部工業団地は、それぞれ固有の分譲地の名称である。従って、工業用地については、今回の訂正で、「工業地」としていたところを「工業用地」と変えさせていただきたいと思うが、分譲地の部分の名称として使っている「工業団地」については、これはその土地の名称、分譲地としての名称なので、そのまま生かしていただければと考えているので、よろしくお願ひしたい。

(会長) つまり、指摘された部分は、もう既に既存のものは工業団地であっても、工業用地の面積としては既にカウント済みで、今回10 ページ目の数字を検討するに当たっては、水の郷工業団地は新規だから、その分については特出しで固有名詞で挙げているという理解でよろしいか。

(事務局) そうだ。先程のご質問については、名称の部分ということで回答させていただいたのだが、そういったことで、よろしかったか。

(委員) よろしい。それとあと、通常、工業団地というと、例えば進出した企業に対して、固定資産税が数年間軽減されるといった、進出する側のメリットがあると思う。なので、工業団地というところと工業用地というのは、税制の違いも出てくるのではないか。

(事務局) 水の郷工業団地、小出南部工業団地については、名称の部分では工業団地と使っているが、工業用地に含んでいるということでお願ひしたい。

(会長) よろしいか。

(委員) はい。

(会 長) 他はいかがか。

事務局からの指摘で一番大きな変更点は、今まで三つのゾーンについての名称が別であったけれど、今回、魚野川沿い、破間川沿い、佐梨川沿いというように流域で統一したいということなのだが、それについては特にご異論はないか。それを了承いただければ、あとは大きな変更は数値のところに係る部分が多いと思う。他いかがか。

(委 員) 2ページの(1)市土の概要の一番最後のところで、人口密度が39.8人/haというのがあるが、その下の点線で囲んであるところだと、人口密度は私の感覚だとkm<sup>2</sup>で表すことが多いと思うのだが、これは何か意図があるのか。

(会 長) これは都市計画だと、単位に/haを使うことが多いので、人口集中地区の定義も、国勢調査上の定義は、1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上の基本単位が集まって5,000人以上となっているのだが、都市計画とか普通に社会学的に扱う方々も40人/haで5,000人以上といっているのだから、そこは問題ないと思う。

(委 員) もう1点いいか。11ページと16ページに関するところだが、11ページで「原野等」というところに黄色のマーカーが引いてあって、「本市では増加する耕作放棄地が今後原野化していくものと考え」と、ここでは「原野化していく」とお書きになっているが、16ページの方では、「(1)農地」のところが、「現況が原野化している耕作放棄地については、森林地域へ編入することを検討します」ということなのだが、これについて説明いただけるか。

(事務局) 耕作放棄地の原野化ということだが、魚沼市でも耕作をしていない土地がかなりあって、それがどんどん荒れていって原野化するということから、このような書き方をさせていただいた。16ページについては、前は「森林化している耕作放棄地」と記載していたのだが、「森林化している」という言葉はここには合わないということで、「原野化している耕作放棄地」というように前回から修正している。こちらについても、先程の耕作放棄地が原野化していることとの整合性を合わせるために同じような書き方にしている。若干、原野化と放棄地が前後しているが、ニュアンス的には同じである。

(会 長) 森林化というと、森林というのは目的のある土地利用だけれど、原野というのは、荒地や放棄地ということで、目的のない土地利用になっているということの方がいいという指摘で、原野化という言葉にした方がいいのではないかとされたというよりも、森林化というのが目的となるような表現だから、そうではない方がいいだろうということで、16ページの方は現況が原野化している耕作放棄地ということで、既に荒れているところである。11ページ目のところは、また後で議論があると思うが、どうしても耕作放棄地が増えていった時に、それは原野化するだろうということを表現しているということだと思うがよろしいか。

(委 員) わかった。

(委 員) 単語の問題なのだが、16ページの6番の「土地の有効利用の促進」の農地のところの

6行目について。その前のところが「農用地区域において農用地を計画的に」とあるが、「農地」ではないのか。

(事務局) 「農地」に変更する。

(委員) あと、先程の指摘の続きになってしまうが、今の農地の一番最後の行が、「原野化している耕作放棄地については、森林地域へ編入することを検討します」と書いてあるのだが、先程の11ページのところだと、原野等のところに159ha程度とするととなっているのだが、森林地域へ編入するのと原野のところに入れる違いというのは、何か基準があるのか。

(事務局) 6の(1)～(9)まで区分があるが、こちらに原野という区分を設けていない。原野という区分があれば、原野のところに入ると思うが、農地が今後、耕作放棄地で原野化した場合については、森林の方で検討しなければいけないのではないかということから、このように記載させていただいた。

(会長) これは土地利用としての森林ではなくて、国土利用計画法の第9条の5地域の区分の森林地域であるということをもう少し分かるようにしておけばいいのではないかと思う。森林地域といっても、国有林や保安林にできるわけではなくて、単純に森林地域にするだけで、当面は地域森林計画対象民有林にすぎなくて、なおかつ、森林の施業が行われるわけではないのだけれど、少なくとも農業としてやらないなら、農業地域から外すという意図であると思う。もう少し分かるようにしてもらった方がいいかもしれない。

(事務局) はい。11ページのところで表したのは、目標の内訳というか説明で表させていただいている部分である。それに対して16ページは、今後の活用に向けた方向的なものを記かせていただいた。本来であれば、今後の目標と16ページにある使い方の方向性が一致すればいいのだが、先程申し上げたように区分をしていなかったため、16ページではそういう表記のままとなってしまったということである。これについては再度、内部で精査をさせていただければと思っている。

(会長) よろしいか。他いかがか。今ほどご指摘いただいた農地と農用地というのは、国土利用計画の10ページ目の表にある区分毎のことだと「農地」となっている。他の部分も精査しておいてほしい。ただ、農振の区域は農用地なので、農用地区域の中に農地があると。法律によっては「農用地」という言葉も使っているかと思うので、その辺はややこしいが、そこは確認をして、一貫性があるようにしておくこと。

(事務局) はい。

(会長) それでは、取りあえず、原案については、これでよろしいか。

10、11、12ページは置いておいて、他の部分については修正を若干加えるということだが、この素案を進めさせていただくということでもよろしいか。

それでは、前回の議論から14ページ目以降、あるいは11、12ページについて、数字を挙げても

らっている。それで、資料1の9ページ目から12ページ目を作るに当たっての数値目標のことで、どうして10ページ目の表になったのか、資料2に基づいて事務局から説明をお願いします。

## (2) 国土利用計画（魚沼市計画）の数値目標について

(資料2により、事務局説明)

(会 長) 本編の10ページ及び11、12ページの説明の根拠資料ということで説明をいただいた。数字については、12ページに概要表があって、その右から5番目のところにプラスマイナスがあるのだが、それをマトリクスにしたものが32ページにあって、どの土地利用区分からどう変わるかということが書かれている。ただ、私は事前に説明を受けているが、よく分からない部分がある。というのは、全く実態が変わっていないのに森林面積が異常に変わっているの、その部分で、森林とその他の相殺部分は何も変わっていないけれども、帳簿上の変更だということなのか。それ以外のところのマイナスの部分プラスの部分は、ある程度実態に即しているということだと思うが、それでもまだよく分からない。宅地というのが、住宅地と工業用地を計算して、それを引き算したものが、その他の宅地となっていて、その他の宅地というのは、商業用地もそれ以外のものも全部一緒くたになっているので、何がどう動いているのかがよく分からない。なので、先程言われたように、商業用地はウオロクの部分の2haほどしか増やさないとされているけれど、実際にはよくわからない数字になっていたりする。ただ、説明があったように、基本的には宅地は計画したものしか増やさない。農地と森林は極力減らさない。ただし、農地については、どうしても耕作放棄地が若干出るので、その部分はやむをえないということか。道路は浦佐バイパスも造っているし、それ以外も少し増えるということのようだ。まず、ご意見ご質問を承りたいと思うがいかがか。

(事務局) 説明が不足しているところがあった。先程のご指摘は多分この部分ではないかと思うので、説明させていただきたい。

本編の資料1の方の10ページの表の下の注釈の部分と、資料2の方では18ページの上段の表がある。それぞれに注釈の部分※で、「2015 農林業センサス」という書き出しから始まっている言葉で説明書きを補足しているが、資料2の表記をそのまま資料1の10ページの部分に持ってきたということで、本編の資料1の10ページの部分では平成27年のことが書いていないために、森林面積の部分が78,906haという表記になっています。ここの部分では、資料2の18ページの平成27年の森林面積が78,906haとなるので、資料1でいう注釈の部分の面積については、78,904haになると思うので、そのように置き変えていただければと思う。

また、資料2の18ページの上の表については、森林面積の仕分けを示している部分なので、ここで注釈の部分が「その他」という言葉が出てくるが、表の中には「その他」がこないの、その部分の書き表し方については、持ち帰ってきれいな形で構成をさせていただきたいと思うので、ご了承をお願いしたい。

(会 長) 他はいかがか。水の郷工業団地というのは18haあるのに、何で工業用地は8haしか増えないのか。

(事務局) 先程面積の捉え方を少し説明させていただいたが、資料2の27ページですが、基準年ですと46haとなっており、平成27年になりますと36haということで、10haほど減っている。36haと比較すると、18haということになるし、基準年からすると8haではあるが、直近からすると18haということになる。

(会長) そうすると、実態は分からないのでは。

(事務局) そうだと思う。これも担当部署に、本当の面積というのは何haか調べさせたのだが、正直、正確な数字をいただくことができなかった。というのも、向こうで捉えている工業用地というのが幾つもあって、ちょうどこれに当たる数字がどの部分かというのが、なかなかはっきりしないという話をいただいている。

(会長) 先程の質問にもあったが、要するに工業用地が36ha元々あって、それに水の郷工業団地の分の18haを足したものを将来の平成37年度目標年の数字にするということか。それ以外は工業用地は増えないと。基準年は平成24年だけれど、平成27年の数字を使って、平成37年を出しているから、見かけ上は8haしか増えないことになっているということか。

(事務局) その通りである。

(会長) では、同じようなことで、その他宅地というのも、基準年で342haだけれど、既に平成27年で357haあるから、ウオロクの分の2ha分だけは増やすということか。2haだけのつもりだけれど、基準年から見ると17haも増えているように見えるということか。だから商業用地も工業用地も、分かっている開発以外の部分は他に回さないという前提か。つまり、農地は森林を侵食しないことにはなっているということか。

(事務局) はい。

(委員) 細かいことはよく分からないが、10ページの表を見ると、森林が減って、その他が3,747ha行き来している。それ以外を考えると、平成27年に比べると、宅地は増やさない、工業団地は増やさない、商業団地も増やさない、あと水路が減って、道路が増えるということでもいいのか。

(事務局) はい。今現在の魚沼市の計画ですと、特に開発計画は今の段階ではないということから、そのようにさせていただいた。

(委員) 新たな工業団地とか区画整理は認めないということでもいいのか。

(事務局) 今現在ある工業団地もまだ買い手がないので、まずはそういうところを埋めてからということ考えている。

(委員) では、ウオロクなど大型施設が店舗しようとしても駄目ということになるのか。



(会 長) それは先程説明したように、この3月に策定した立地適正化計画の中で居住誘導区域と都市機能誘導区域を用途地域の中に定めているので、方針としてはその外側には立地させないということではないか。

(事務局) はい。加えて、先程来の説明の中で、集計上の誤りという部分で、どれが正しいかというところの議論もあるが、基準年に用いた数字とベースで比較する数字を用いているところが違っていて、その間での誤差がどうしても出ている。今回は表の見方では平成24年をベースに置いているが、今回正しい数字で置き換えたのが平成27年からということになっているので、その部分からすれば、今ほどご指摘のあった通りになるかと思うが、少なからず、これに加えて誤差も出ているので、その点については、ご容赦願いたい。

(会 長) よろしいか。魚沼市としては初めて国土利用計画を作るので、基になる数字がなかったわけである。今回、全市を挙げて数字を出して、スタートラインの数字を確定して、例えば森林面積とか農地面積は確定値になっていて、他のものも数字が確定して、平成37年の目標値が出てくるとすると、国土利用計画は基準年が平成24年だが、実際には平成27年になっているわけだし、目標年が平成37年なので、平成37年には次の第2次の国土利用計画を作ることになった時には、正しい数字をもって次のことに臨めるという部分は、きちんと枠組みを確認したということは大事なことだと思う。そもそも魚沼市の中で三千幾らも森林でなくなるという、見た目では分からないことが起きている。説明を受けると、そういうこともあるかなと思うが、こういうことだということか。

(事務局) 基準年の捉え方が、資料1の9ページの上の方に基準年次と目標年次と書いてあるが、※のところに書いてあるように、基準年次が全国計画、県計画と整合を図るところで手引きの方に示されているので、このような変な形になっているということで、ご了解をいただきたい。そうでもなければ、平成27年をベースとして、そこから見やすい形で作っていくところの作業に入れるわけだが、どうしても基準年という表記があるがために、誤解と取れるような部分も出てきてしまっている。その点については、ご容赦願いたい。

(会 長) よろしいか。他いかがか。

(委 員) 森林に関わるところの表現なのだが、19ページの「将来目標の設定の考え方」という文章が、その前のページあたりの説明として出てくるが、下から5行目辺り「適切な森林管理を行う上で必要な最小限の林道整備を行うもの」とある。魚沼市の森林は84%あるのだが、実はほとんど利用できていない。今回、特にブナ林が優良な資源だということを謳っていただいている。私は昨年あたりからブナ林の調査に入っているのだが、旧薪炭林だが実は現状だと、ほとんど使えない。つまり、有効な道路がないので、ブナ林はほとんど利用できない状況になりそうなのである。ここで「最小限」と書いてしまうと、林道を造ることが、自然を荒らすとか山を荒らすみたいなニュアンスになってしまうのだが、そういうことではなくて、森林管理を行う、つまり、せっかくある資源を活用するのに必要な道路を造るのに、全く足りない状態で「最小限」という書き方はどうかな

と、専門的な立場では、そのように思うがいかがか。これと関連する同じような表現が、26ページの道路のところでも出てきているので、そこの表現をご検討いただければと思う。

(事務局) ご意見をいただいたので、表現については、訂正をさせていただきたい。例えば今の「必要最小限」というところだが、「必要な整備」というような書き方にさせていただきたいと思う。

(委員) はい、よろしくお願ひしたい。

(委員) 林道というのは、当然のことながら規格があつて、それ以下が例えば作業道であったり、先程事務局がい言った森林専用道というのも最近打ち出しているのて、一般的にいえば道路網整備という括りていわれることが多いが、管理道を開設することによつて森林の荒廃を防ぐと同時に、先程の広葉樹まで含めた利活用につながると思うので、そこの表現はお願いしたい。

それから、遡るよて恐縮なのだが、今後のスケジュールで、パブリックコメントを求めるといふお話があつたが、どんな計画でもほとんどパブリックコメントを求めているのだが、0件とか1件とか2件というのてほとんど通例である。従つて、例えば資料2についてパブリックコメントを求めても、全くわけが分からないし、我々委員でも非常に理解しにくい。先程事務局が言ったよて、現況は平成27年としているけれども、基準年は平成24年としているので、その辺て誤差があつて非常に理解しづらいいことになっている。資料1の9ページの「(3) 利用区分」ですが、「市土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分」としてあつて、例えば雑種地という地目もある。農地の中には田畑が入る。森林の中にも地目上は山林、保安林があるのて、パブリックコメントを求めるといふれば、不動産登記上の地目を全部列記する。例えば10ページの表の中だと、雑種地というのて、もちろん原野でもないだろうし、「その他」の中に入るという理解ていいか。

(会長) 9ページの利用区分の地目別区分という言葉が曖昧で、いわゆる不動産登記上の地目ではない。国土利用計画では、10ページにある表の利用区分て集計するといふことが法律上、決まっている。なので、本来は「市土の利用区分は、農地、森林、宅地等の区分とします」である。地目別という言葉が入るので、そうすると、宅地と雑種地は違つてはないかといふことが出てきてしまうので、そこは整理してもらつた方がいいいかもしれない。

(事務局) 分かつた。

(会長) 農地でも森林でもないところて人間が使うといふか、事業しているところが宅地扱いで、その宅地のうち住宅地と工業用地はきちんと数字を挙げるといふことか。宅地の面積からその二つを引き算したものが、その他の宅地といふことで、商業用地とか工業用地、雑種地などが全部混じつた数字として出てきているので、国土利用計画そのものの数字の出し方の出来てあまりよくないのて仕方ないのだが、その辺ていふと、9ページの利用区分の表現は直してもらつた方がいいいかもしれない。

(事務局) 修正する。

(委員) 治山という言葉を入れてもらったのだが、治山の意味が保安林を指す例が一つもなく、そのまた中を括って、水源涵養保安林だったり、土砂流出保安林だったり、保安林の中にも何種類かあるのだが、そういった意味では、ただ森林ということになると、全部森林に一括りにされる。森林整備という面では、地目上、山林のところが多い。山林または保安林の一部開発行為に該当する場合があるが、その辺が普通の皆さんが分かりやすいために、ましてパブリックコメントを求めるのであれば、法律に定められているのは分かったが、一般市民に分かりやすい書き方にしてほしい。

(事務局) 分かった。

(会長) その辺、どこかに注記を入れるなどしてもらえればと思う。ただ、国土利用計画の案が本体の国土利用計画になった時には、身も蓋もないことだが、県の国土利用計画、〇〇市の国土利用計画と、ほとんどプロトタイプができていて、その通りに作るとすると、注をどう入れるかというのは、工夫のしどころが必要なので、そこはパブリックコメントを出す前に、市民が国土利用計画を見ることを前提に注を入れてもらうといいと思う。

今回も2ページ目の一番下のところに人口集中地区と準人口集中地区は普通の市民には分からないから、これは注記を入れるようお願いしたのだが、今言われたように、例えば宅地はどういうものか、森林はどういうものかというのも入れてほしい。

(事務局) 分かった。

(会長) それから先程のお二人の方が言われた林道整備に関しては、森林部局が毎年予算で500m ずつしか造れないと言っているのを積算しているのか。先生曰く、もっとたくさん造らなければならぬのではないかという話があるが。

(事務局) 森林部局の方からいただいたものである。

(会長) それはもう一遍投げ返して、森林の先生から、もっとたくさん造らなければいけないと言われているけれど。林道とはいえ、造るのにはそれなりのお金がかかるから、そんなに無限に造れるわけではないと思うが、それでも市街地の中の道よりは土地の取得にもあまりかからないし、道路の工事費も国道よりは安い。なので、もう少しできないのかというところ。頑張って造るという方向ならば、林道は増やしてもいいという意見があったということを伝えて数字を変更してほしい。要するに、トータルとしての森林と林道の面積は変わらないことが大事なわけである。

(委員) はい。

(会長) その森林を減らさないためにも林道がきちんとなければいけない、そのところを指摘されたということを森林部局に伝えてもらい、それならば数字が2haではなくて、5haでも10haでも必要な部分を追加でいいと思う。ですから、「最低限」を外してもらって、「必要なものを整備します」と書いてもらうということでもいいと思う。

(事務局) はい、承知致した。なお、林道の関係で申し上げますと、本年も7月に豪雨が発生したが、舗装していないところにはどうしても削れてしまって災害が生じてしまう。今、市の方で優先的に取り組んでいる部分については、災害復旧の部分と未舗装の部分舗装に変えていく部分を中心に進めている。従って、新規の開設の部分の面積がどうしても遅れがちになっているというところがあるので、今ほどご指導を受けた部分については担当課の方に申し伝えるが、ただ、やっていないわけではないという部分について、ご理解願いたい。

(委員) 維持管理の経費はすごくかかるので、舗装が今は常識になっているので、ぜひそういう方向でお願いしたい。

(会長) 魚沼市の特徴である自然が豊かということは、つまり森林が多いということで、その森林をいかに維持していくかということが結局、魚沼市の市道をどう守るかということにほぼ直結して、上が荒れれば当然、農地も市街地も荒れてしまうと思うので、そのあたり、魚沼市の計画として大事なところだと思う。幸い、他の市と比べると国有林が多い。だから整備してくれるかという、国も予算等の関係から国有林の整備が駄目なのかもしれないが、魚沼市は保安林はあまりないけれど、国有林は山のようにある。

(委員) そうだ。

(会長) でも、長岡市は国有林はゼロに近い。森林は多いのだけれど、全部、森林計画対象の民有林で、荒れ放題だが、国有林だともう少しましだと思っただが。

(委員) 国有林は独立採算をやめたので、今はそんなに伐採を進めないのだが、魚沼市に関していうと、広葉樹林、特にブナ林が充実してきているし、県の森林審議会でも、これまでブナ林というところにはあまりアプローチがなかったのだが、今、かなり重視しようという流れになってきている。そうすると全県下で一番ブナ林が多いのは魚沼市で、しかもそれが活用できるブナ林である。保全とか保護するブナ林とは別で活用するブナ林が多い。そういったものを生かしていく。資源の8割が森林であるから、ぜひそういう方向で土地利用を考えていただければと思う。

(会長) 資料1の16ページ目の「持続可能な市土の管理」の森林の部分など、今言われたようなところを充実して書くと、魚沼市らしい国土利用計画になると思う。もちろん、農地としても魚沼産コシヒカリがあるが、森林の部分も非常に特徴があるとすると、そのあたりにそれらしい言葉を入れられると、方向性も見せられるのではないかと思うので、そのあたりをご検討いただきたい。

(事務局) 検討する。

(会長) 他いかがか。

(委員) 質問と、あとは途中から交代しているところもあるので、自己紹介も兼ねてやらせて

いただきたい。

私は建築士会から来ている。2回目までは別の者が出ていたが、諸事情により交代することになったので、途中からだがよろしくお願したい。

資料1の9ページの(2)に総人口と世帯数があるが、基準年から目標年度に対して人口が約3,663名減、世帯数がマイナス1,208ということで、減少するというのは明らかに目に見えていることだが、資料2の27ページに、これは数値だけで見えていたのだが、実際は基準年から目標年度に対して25ha全体で増えるわけである。ただ、住宅地に関しては526haから変わらないと。魚沼の住宅地を見ると、人口が当然減る、住む場所がなくなる。建物も相続したりして、土地が残って建物をどうするかというところもあると思うが、現状は建物がなくなった場合でも、住宅地とするのか。もしくは個人の考え方によって、住宅地が農地になるという変更もあると思うが、その辺の数字の変わらない部分に関しては、どのような考えなのかをお聞きしたい。

(事務局) こちらも住宅を管理している担当部署とも相談をしたが、確かに人口が減れば、その分家も減ると思うが、家は残したままで空き家になっているものもかなり多くある。なので、人口は減っても、土地、空き家等はこれからもそんなに減らないのではないかと思う。逆に空いた場所に、周辺の方が集まってくることも考えられる。元の宅地は残したまま空いた周辺、中心部の方に土地を求めて出てくるというのも想定をすると、人口が減ったからといって宅地面積は減らないというところから、このような数字となっている。

(事務局) それから、人が住まなくなって、いったん宅地になった場所を農地に戻せるかどうかということだが、農家人口そのものも減少しているということもあるし、宅地をつぶして田んぼにできるかということになると、これについては農地法の上で、田を再開するのが認められていないところもあるので、その点については現実的ではないということで、宅地については、人口は減るには減るのだが、他の用途にはなかなか変更しづらいところがあって、今の説明のように横ばいとさせてもらった。

(委員) 分かった。

(会長) 実態としては、空き地・空き家になる可能性はあるけれど、宅地面積としては、なかなか減らしづらいと。ただ、考えなければいけないのは、市街地の宅地と中山間地の宅地とは全然性格が違う。中山間地の集落だと、その周りに若干の農地と、その淵に里山があって、その先に奥山があって、その山との境目のところで鳥獣害が出てきて、管理をきちんとなしないと、ますます大変なことになってくるので、今色々なところでそういうものを計画している。国の国土利用計画審議会でも、国土の管理について色々な手当てを模索しているところである。多分、宅地を農地に戻すことは無理で、宅地を平たい何も使わない土地にしておくということは、鳥獣害の被害を防ぐ可能性や、領域を取っておくとも言われたりする部分もあるので、中山間地の部分は色々ある。それから、まちなかの部分は、一度宅地になってしまっていて空き地になったところは、今考えられているのは、一人200m<sup>2</sup>の敷地だったところを、隣地買いしてでも、250m<sup>2</sup>とか300m<sup>2</sup>にゆったりと住む。特に地方都市だとそういう住み方もできるのではないかという提案も出てきている。宅地の面積は、田んぼをつぶして宅地にすることはないとしても、今ある住宅地は住宅地として使い回す、

使い切るということを考えていくことになるのではないかと思います。小出も堀之内も市街地の中は宅地の面積は決して広くない。本当は地方都市だったら、100坪300m<sup>2</sup>ぐらいあると、ゆったり住めると思うが、そんな菜園が持てるような住宅がその辺にあるとは思えないので、だったら300m<sup>2</sup>ぐらい持って、少しゆっくりするとか。今の方向としては、世帯が減った時の方策として考えられているので、そういう意味では宅地は一定程度確保するという事で仕方ない。本当は積極的に宅地を維持した方がいいのだが、世帯が減った分、敷地面積が広がるという考え方もあり得るということだ。実際に郊外の住宅団地などで隣地買いして豊かに住んでいるという例も他の地方都市である。よろしいか。

(委員) はい。

(会長) 他いかがか。

(委員) 事務局に農政室の担当者がいないので分からないが、資料1の16ページの「(1)農地」の5行目の最後から「生産性向上等の見地から、農用地区域において農用地を計画的に確保・整備するものとします」というフレーズが入っているが、土地改良区は例えば、ほ場整備するなどの仕事を中心だと思うので、農地が増えることにはならないと思うのだが、土地改良計画で、特に農地のうちの田んぼはどんな計画になっているのか。この土地利用計画には影響を及ぼさない程度のは場整備が今後計画されているのかどうか、分かっている範囲で教えてほしい。

(事務局) 分かっている範囲という部分で申し上げますと、大規模なほ場整備については、県営ほ場整備で今進めているところである。まだ全て完了してはいない。面積的には市の行う部分は、それほど多くないと聞いている。具体的な数字を持ち合わせていなくて申し訳ないが、大規模な部分については今、全て県営の方でやってもらっているということである。

(委員) 平成37年のこの面積には全く関係ないか。

(事務局) はい。農地の部分の区画を変えていくという作業が中心なので、農地の面積が水路面積に置き換わったり、農道の面積に置き換わったりという部分はあるにしろ、農地としての面積はさほど変わらないと思っている。

(委員) 16ページの整備という言葉聞けば、土地改良をして小さな面積の田んぼを例えば1枚1haの田んぼに変えるといった理解になると思うので、それで聞いてみたのだが。

(会長) 皮肉なことに、農地をほ場を整備すると、創設非農用地で非農用地が全て宅地になってしまう場合が結構ある。田んぼの端っこの方に住宅団地ができたり、公共施設用地が建っているのは、みんな創設非農用地というもので、上越のゴミ処理場はそうやって造っているのだから、あまりほ場整備はしない方がいいかもしれない。農水省もほ場整備を進めるための餌として、宅地化していいと、もはや言わないと思うが、農用地区域の面積は維持しろと指示が出ているので大丈夫だと思う。

今日、まだご発言いただいていない方で何かお気づきの点があったら、ご意見を伺いたいと思う  
がいかがか。よろしいか。

そうしたら、議事2は、1に戻っての意見もあったが、基本的には数値目標については、平成27  
年と平成24年という混乱する部分はあるにしても、方向性はご理解いただいたということで、もう  
少し分かりやすく説明すること。それから、パブリックコメントにかかるのは資料1だけか。パブ  
コメは両方をかけるのか。

(事務局) 今のところの考えだと、資料2もかけようと考えている。

(会 長) そうすると、もう少し色々整理していただいた方がいいと思う。皆さんからご意見を  
いただいている部分を含めて、パブコメをかけるのに、次は最終の委員会になってしまうと思うの  
で、パブコメをかける前に訂正した部分を委員に一度配布して、それからパブコメにかけてもら  
った方がいいと思う。幾つか意見、アイデアをいただいた部分を直したり、あるいは庁内での調整を  
要した部分も含めて、パブコメの前に、パブコメのための案を委員の皆さんに送ってもらえるか。

(事務局) 分かった。

(会 長) ということで、一応、資料1と資料2について大事なところをご指摘いただいた上で、  
概ねこれで進めさせていただくということでもよろしいか。

はい。

それでは、議事については意見交換を終わらせていただく。

それで、「6. その他」スケジュールについてとあるが、事務局、何かあったら願います。

## 6. その他

### 今後のスケジュールについて

(別紙により、事務局説明)

(事務局) それでは、次第をめぐっていただくと、別紙ということで、今後のスケジュールが記  
載されている。これについて簡単に説明をさせていただきます。

一番上が計画の進捗状況。それから市議会、庁議というのは、庁内会議のことである。それから  
市民参加がパブコメ。あと、新潟県とあるが、この計画の素案ができた段階で県と協議すること  
になっているので、そのことである。今現在、推進体制だが、黒の太字で書いてあるのが、本審議会  
になる。その下に庁内検討会、関係課協議ということで会議を持っている。今ほどの説明のスケ  
ジュールの若干変更になるが、パブリックコメントについては、今の段階だと1～2月にかけてや  
りたいと考えている。ただし、パブリックコメントをする際には議会に報告をする都合があるので、  
議会については12月の議会を予定している。そうすると、議会中でもいいと思うのだが、もう1回、  
パブコメの前の審議会ということになると・・・。

(会 長) いやいや、審議会を開催しろというのではなくて、訂正した案を皆さんに送って欲し  
いということである。

(事務局) 了解した。それについては、パブコメに出す前に修正したものを皆さんの方にお送りしたいと思う。失礼した。

審議会のスケジュールとしては、本日の第3回目が終了すると、先程のパブコメ用の調整したものを皆さんに事前に配布させていただき、その後、パブリックコメントを1月中に実施する。その中で、色々なご意見等があると思うので、そちらを庁内の検討会議でもみて、それについて最後の審議会ということで、ご審議をいただいて成案にもっていきたいと考えている。

簡単だが、今後のスケジュールについては以上である。

(会 長) はい。では事務局にお返しする。

(事務局) それではその他の部分で、本日の議事録については、前回同様送らせていただく。それから、まだ先の話にはなるのだ、次回の審議会についても、日程調整、パブリックコメントの内容を精査した後にご案内させていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

それでは、遅くまで皆様から熱心に審議いただき感謝する。これをもって、第3回魚沼市国土利用計画審議会を閉じさせていただく。遅い時間なので、気を付けてお戻りいただきたい。

## 7. 閉 会 (21 : 00)

以 上